

発議第1号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年3月1日 提出

つくばみらい市議会議長 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

提案理由

予算特別委員会、補正予算特別委員会及び決算特別委員会を一体とし、新たに予算決算常任委員会とする市議会委員会条例を改正したことにより、常任委員会委員長が1名増員となりました。そのため議会運営委員会委員の定数を1名増員する、委員会条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「8人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくばみらい市議会委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第143号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管と議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 議員は、予算決算常任委員会の委員のほか、少なくとも1の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管と議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 議会運営委員会 <u>9人</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管と議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 議員は、予算決算常任委員会の委員のほか、少なくとも1の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管と議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 議会運営委員会 <u>8人</u></p>